

証券コード 1967

2022年5月27日

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地

株 式 会 社 ヤ マ ト

代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましても、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様の健康と安全を最優先と考え、極力事前の書面による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月14日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月15日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地 当社 本社2階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第77期（2021年3月21日から2022年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2021年3月21日から2022年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 会計監査人選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

〈株主提案（第5号議案から第8号議案まで）〉

第5号議案 剰余金の処分の件

第6号議案 取締役の任期に関する定款一部変更の件

第7号議案 政策保有株式に関する定款一部変更の件

第8号議案 監査役2名解任の件

株主提案（第5号議案から第8号議案まで）の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

- ◎ ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用、手指消毒等をお願いいたします。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合または株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.yamato-se.co.jp>)においてお知らせいたします。
- ◎ 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本年も株主総会後のお土産の配布は接触感染リスク削減のため中止とさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2022年6月15日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）



行使期限

2022年6月14日（火曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号		議決権行使回数		期	
株式会社ヤマト 御中 私は、2022年6月15日（水曜日）開株主総会（株主総会または株主総会（株主総会または株主総会を含む））において、議決権を行使いたします。 2022年 月 日 各議案につき賛否の表示をされたい場合は、各議案案について賛否の表示のあったものとして取り扱います。 株式会社ヤマト							
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案
賛	○	○	○	○	賛	○	○
否	○	○	○	○	否	○	○
株主提案	○	○	○	○	株主提案	○	○
賛	○	○	○	○	賛	○	○
否	○	○	○	○	否	○	○

（ご留意）
株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月14日（火曜日）午後5時30分までに投函するようにご返送ください。

お 願 い
1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月14日（火曜日）午後5時30分までに投函するようにご返送ください。
2. 第5号議案の賛否をご表示の際は、一部の株主（株主総会参加者）に反対の意思表示をする場合は、「株主総会参加者」に反対の意思表示をする欄に「否」に「○」印をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと「○」印をご記入ください。

株主総会に出席の際は、この用紙の右半を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社ヤマト

第5号議案から第8号議案は株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いづれにも反対しております。
詳細は49頁以降をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛	賛	賛
否	○	○	○	○	否	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に 反対される 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	株主提案	賛	賛	賛	賛
否	○	○	○	○	否	○	○	○	○

(添付書類)

事業報告

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスが繰り返し変異しており、感染症ワクチンの接種は進んでいるものの、今後の先行きは依然として不透明な状況にあります。

建設業界においては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移することが見込まれるものの、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として慎重な動きが続いています。また、技能労働者の高齢化による生産能力への影響、生産システム改革の遅れが長期化してきており、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは総力をあげて当社グループの独自の技術・商品を活用したビジネスモデルにより市場に寄り添った営業活動、デジタル技術を活用した生産システムの改革等、業態変革を図ってきました。この結果、当連結会計年度の受注工事高は前連結会計年度比10.5%減の400億2千2百万円、完成工事高は前連結会計年度比4.1%増の455億7千6百万円、翌連結会計年度への繰越工事高は前連結会計年度末比17.8%減の256億6千4百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比19.3%増の36億7千7百万円、経常利益は前連結会計年度比15.7%増の38億9千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比20.5%増の27億5千7百万円となりました。

工事別概況は次のとおりであります。

〔建築・土木〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比71.3%増の41億4千3百万円、完成工事高は、前連結会計年度比96.5%増の36億6千6百万円となりました。

〔空調・衛生〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比6.2%減の255億7千3百万円、完成工事高は、前連結会計年度比7.2%減の278億4千万円となりました。

〔電気・通信〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比7.1%減の44億8千8百万円、完成工事高は、前連結会計年度比12.4%減の47億4千4百万円となりました。

〔水処理プラント〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比49.6%減の39億1千2百万円、完成工事高は、前連結会計年度比48.0%増の69億8千9百万円となりました。

〔冷凍・冷蔵〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比22.0%減の19億4百万円、完成工事高は、前連結会計年度比32.5%増の23億3千4百万円となりました。

なお、工事別の受注工事高、完成工事高および繰越工事高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分 (工 事 別)	前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 工 事 高	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 工 事 高
建 築 ・ 土 木	1,299	4,143	3,666	1,776
空 調 ・ 衛 生	18,219	25,573	27,840	15,952
電 気 ・ 通 信	2,986	4,488	4,744	2,730
水 処 理 プ ラ ン ト	7,826	3,912	6,989	4,748
冷 凍 ・ 冷 蔵	886	1,904	2,334	455
計	31,218	40,022	45,576	25,664

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7億7千2百万円であり、その主なものは、駐車場用地の取得に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済活動の抑制が継続するなか、予断を許さない状況が続くものと予想されます。各種政策の効果により持ち直しの動きも期待されますが、感染の動向が経済に与える影響については十分な注意が必要と思われます。

建設業界においては、関連予算の執行により堅調に推移する公共投資の増加に加え、民間設備投資においても、企業収益が改善するもとで、緩和的な金融環境や政府の経済対策にも支えられて、機械投資やデジタル関連投資を中心に増加することが期待されるものの、資機材価格の上昇は続くものとみられ、また、技能労働者の高齢化や現場労働者数の減少は建設業における喫緊の課題であり、今後はデジタル技術を活用した、より生産効率を高めた生産システムの構築が進むものと思われます。

このような状況の中で、当社グループは業態変革を図ることによって顧客満足を創造し、お客様にものとサービスを融合した建設製品を提供することで、当社グループの競争力を高めていく所存です。具体的には、受注から施工・メンテナンスに至る各段階の収益構造の見直し、品質方針や環境方針、コンプライアンスの実践、デジタル技術を活用した業務の効率化および企画提案によるお客様価値の向上、また、当社グループの独自の技術・商品の拡販等の諸施策を積極的に推進し、収益基盤の強化と業務プロセスの改善、経費の節減を図り、安定した受注高の確保と利益の確保に取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

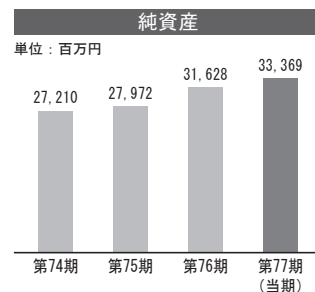
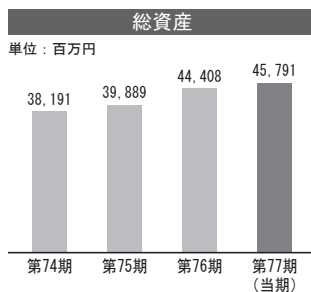
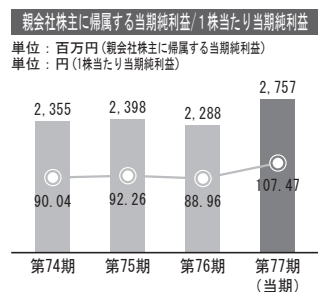
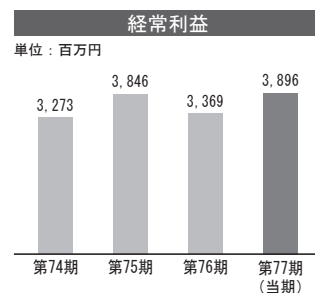
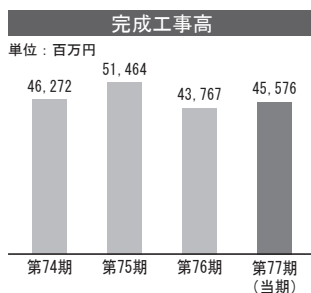
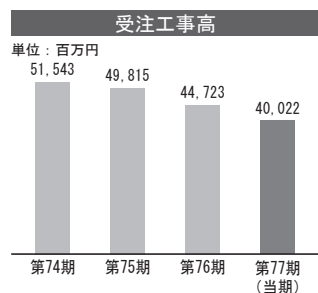
2021年11月26日付けで日新設計株式会社、2022年3月8日付けで株式会社スズデンの株式を取得し、完全子会社にいたしました。

(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 74 期 (2019 年 3 月 期)	第 75 期 (2020 年 3 月 期)	第 76 期 (2021 年 3 月 期)	第77期 (2022 年 3 月 期) (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	51,543	49,815	44,723	40,022
完 成 工 事 高	46,272	51,464	43,767	45,576
経 常 利 益	3,273	3,846	3,369	3,896
親会社株主に帰属する当期純利益	2,355	2,398	2,288	2,757
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	90 ^円 04 ^銭	92 ^円 26 ^銭	88 ^円 96 ^銭	107 ^円 47 ^銭
総 資 産	38,191	39,889	44,408	45,791
純 資 産	27,210	27,972	31,628	33,369

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を、第75期の期首から適用しており、第74期の総資産の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。



(10) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者、一般建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木、空調・衛生、電気・通信、水処理プラント、冷凍・冷蔵に関する工事の設計・監理および施工ならびに、これらに関連する事業を行っております。また、大和メンテナンス株式会社および株式会社埼玉ヤマトは、当社が施工しております上記各種工事に関わる修理工事、維持管理業務の一部を施工しております。株式会社ヤマト・イズミテクノスは、当社から独立した営業による電気設備工事の設計・監理および施工と当社が施工しております上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工しております。また、大和ビジネスサービス株式会社は、当社の事務処理業務を受託しております。箱島湧水発電PFI株式会社は、水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却業務を事業としております。株式会社大塚製作所は、鉄骨の設計・加工・建築施工をしております。株式会社テンダーは、内装工事を施工しております。株式会社サイエイヤマトは、当社から独立した営業による空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工しております上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工しております。株式会社ロードステーション前橋上武は、前橋市新設道の駅の企画、設計および建設、運営業務を事業としております。日新設計株式会社は、土木と建築の総合企画設計監理を行っております。株式会社スズデンは、電気工事、電気通信工事を施工しております。

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大和メンテナンス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ヤマト・イズミテクノス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
大和ビジネスサービス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
箱島湧水発電PFI株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 大 塚 製 作 所	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 テ ン ダ ー	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ロードステーション前橋上武	群 馬 県 前 橋 市
日 新 設 計 株 式 会 社	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
株 式 会 社 ス ズ デ ン	山 形 県 山 形 市

- (注) 1. 日新設計株式会社は、2021年11月26日付けで完全子会社化しました。
2. 株式会社スズデンは、2022年3月8日付けで完全子会社化しました。

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,103名	(177名 増)	43.0 歳	14.5 年

- (注) 1. 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。
2. 従業員が当期に177名増加しておりますが、これは株式会社スズデンを完全子会社化したこと等によるものであります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大 和 メン テ ナ ンス 株 式 会 社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株 式 会 社 堀 玉 ヤ マ ト	30	100	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、監理、施工
大和ビジネスサービス株式会社	10	100	当社事務処理に関わる業務の受託
箱 島 湧 水 発 電 P F I 株 式 会 社	20	100	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却事業
株 式 会 社 大 塚 製 作 所	20	100	鉄骨の設計・加工・建築施工
株 式 会 社 テ ン ダ ー	25	100	内装工事業
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検
株式会社ロードステーション前橋上武	100	60	前橋市新設道の駅の企画、設計及び建設、運営業務
日 新 設 計 株 式 会 社	14	100	土木と建築の総合企画設計監理
株 式 会 社 ス ズ デ ン	20	100	電気工事業、電気通信工事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の11社であります。
2. 日新設計株式会社は、2021年11月26日付けで完全子会社化しました。
3. 株式会社スズデンは、2022年3月8日付けで完全子会社化しました。

(14) 主要な借入先

①当社グループの借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	327
株 式 会 社 東 邦 銀 行	292
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	400

- (注) 株式会社東邦銀行および株式会社きらやか銀行は、2022年5月末までに一括繰上返済等を実施し完済しております。

②当社の借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,655,397株（自己株式 1,272,255株を除く）
- (3) 株主数 3,428名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,248 ^{千株}	8.76 %
ヤマト社員持株会	1,537	5.99
株式会社群馬銀行	1,251	4.87
株式会社東和銀行	1,219	4.75
高砂熱学工業株式会社	1,010	3.93
株式会社三晃空調	1,000	3.89
みどり共栄会	935	3.64
株式会社第四北越銀行	874	3.40
損害保険ジャパン株式会社	751	2.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	604	2.35

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,272,255株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	町 田 豊	業 務 執 行 最 高 責 任 者 株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 テ ン ダ 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 ロ ー ド ス テ ー シ ョ ン 前 橋 上 武 代 表 取 締 役 社 長
取締役副社長執行役員	吉 井 誠	事 業 本 部 長 兼 購 買 部 担 当 大 和 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 大 塚 製 作 所 代 表 取 締 役 社 長
取締役常務執行役員	片 沼 聡	冷 熱 部 担 当 株 式 会 社 ヤ マ ト ・ イ ズ ミ テ ク ノ ス 代 表 取 締 役 社 長
取締役常務執行役員	北 村 誠	横 浜 支 店 長 兼 東 京 支 店 ・ 千 葉 支 店 担 当
取 締 役 執 行 役 員	齋 藤 利 明	温 浴 事 業 部 長
取 締 役 執 行 役 員	藤 井 政 宏	管 理 本 部 長
取 締 役 執 行 役 員	鳥 居 博 恭	企 画 推 進 部 長
取 締 役	石 田 哲 博	株 式 会 社 エ フ エ ム 群 馬 相 談 役
取 締 役	河 本 榮 一	河 本 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
常 勤 監 査 役	横 堀 元 久	
監 査 役	石 田 修	株 式 会 社 横 浜 ス タ ジ ア ム 監 査 役
監 査 役	金 井 祐 二	ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 石田 哲博氏および取締役 河本 榮一氏は社外取締役であります。
2. 監査役 石田 修氏および監査役 金井 祐二氏は社外監査役であります。
3. 監査役 石田 修氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 金井 祐二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役 石田 哲博氏、社外取締役 河本 榮一氏および社外監査役 石田 修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役 石田 哲博氏は、2021年6月23日付けで株式会社エフエム群馬の相談役に就任いたしました。
7. 取締役 河本 榮一氏は、2022年4月6日付けで河本工業株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。
8. 監査役 石田 修氏は、2022年3月30日付けで三菱鉛筆株式会社の社外監査役に就任いたしました。
9. 2022年3月7日をもって、代表取締役会長（生産システム開発担当、株式会社埼玉ヤマト取締役会長、箱島湧水発電PFI株式会社代表取締役社長、大和ビジネスサービス株式会社代表取締役社長、株式会社大塚製作所代表取締役社長）新井 孝雄氏は、逝去により退任いたしました。
10. 取締役副社長執行役員 吉井 誠氏は、2022年3月16日付けで大和ビジネスサービス株式会社の代表取締役社長、株式会社大塚製作所の代表取締役社長、2022年3月22日付けで箱島湧水発電PFI株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の役員報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	149	133	-	15	8
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	-	1
社外取締役	6	6	-	0	2
社外監査役	5	5	-	-	2

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む。)は96百万円であります。
2. 連結報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は、記載しておりません。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役の報酬等の総額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬等の総額は、1994年6月15日開催の第49回定時株主総会において、年額3,000万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、役員の報酬は年額をもって決定しております。

取締役の退職慰労金については、「取締役の退職慰労金支給規定」に基づき、引当金を計上しております。また、監査役の退職慰労金については、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会において「監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」を決議しております。

③ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準及び報酬体系になるように設計するものとしております。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、賞与を支給いたしません。具体的な金額については、次のとおり決定しております。

I. 月額報酬

「役員の報酬基準」に基づき、役位、職責、在任年数等に応じて地域企業水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、支給します。

II. 賞与

会社業績に応じて当該取締役の役位や職責等を勘案して決定し、支給します。

III. 退職慰労金

「取締役の退職慰労金支給規定」に基づいて決定し、毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給します。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内かつ「役員の報酬基準」に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対して独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系は、固定報酬のみであります。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内で、取締役会により一任された代表取締役社長執行役員町田 豊が、取締役会で承認された「役員の報酬基準」に基づき、前事業年度の実績と当該役員の役位等に応じた報酬額を決定しております。また取締役会が、代表取締役社長執行役員町田 豊に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることに拠ります。

- ⑥ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、監査役の協議で決定しております。また、監査役は監査をそれぞれ適正に行うため、独立性を確保する必要があることから固定の月額報酬のみ支給します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石田哲博氏の兼職先である株式会社エフエム群馬と当社の間には、(仮称)エフエム群馬新社屋新築工事請負契約やラジオ広告等の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河本榮一氏の兼職先である河本工業株式会社と当社の間では、業務及び資本提携契約を締結しており、期中において空調衛生設備工事請負契約の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役石田 修氏の兼職先である株式会社横浜スタジアムと当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役金井祐二氏の兼職先であるぐんぎん証券株式会社と当社の間には、期中において金融商品等の取引がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。また、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動の状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 石 田 哲 博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議等につき、長年にわたる行政機関での見識を活かし、マスメディアの取締役として経験豊富な経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役 河 本 榮 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議等につき、建設分野の豊富な経験と幅広い見識を活かし、企業の代表取締役として事業運営を通じて培われた経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役 石 田 修	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監 査 役 金 井 祐 二	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち11回に出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第5項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

(4) 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 補償地域は日本国内、保険期間は2022年3月28日から1年間であります。
- ④ 当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	40
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	44

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である『収益認識に関する会計基準』適用支援業務』に対し4百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓発活動、研修を定期的を実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的に取り締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。

- 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
- 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の内容の周知
「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等についてヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討し、コンプライアンス統括室は、推進状況の確認および改善を促進しております。その結果に基づき内部監査室は、第3四半期にコンプライアンス監査を行っております。
役職員に対し、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し、啓発活動に努めております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」について、コンプライアンス統括室および経営陣から独立した常勤監査役に窓口を設置し、内部通報しやすい環境を整備して運用しております。
- ③ リスク管理体制
不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っています。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。
- ④ グループ管理体制
毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、内部監査室が子会社の監査を定期的に実施しています。
- ⑤ 監査役の監査体制
当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っています。内部監査室が行った監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っています。

連結貸借対照表

(2022年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,147,919	流 動 負 債	10,977,796
現 金 預 金	8,710,451	工 事 未 払 金	4,880,559
受取手形・完成工事未収入金	14,606,353	短 期 借 入 金	300,000
有 価 証 券	650,351	1年内返済予定の長期借入金	65,689
未 成 工 事 支 出 金 等	2,715,399	未 払 法 人 税 等	990,219
そ の 他	465,704	未 払 消 費 税 等	228,033
貸 倒 引 当 金	△340	未 払 役 員 報 酬	16,400
		未 払 費 用	848,205
		未 成 工 事 受 入 金	2,205,579
		賞 与 引 当 金	995,538
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	68,973
		工 事 損 失 引 当 金	21,917
		そ の 他	356,680
固 定 資 産	18,643,867	固 定 負 債	1,444,697
有 形 固 定 資 産	6,974,685	長 期 借 入 金	654,659
建 物 ・ 構 築 物	3,010,747	繰 延 税 金 負 債	510,064
機 械 ・ 運 搬 具	373,856	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	270,630
土 地	3,090,228	そ の 他	9,342
そ の 他	499,853		
無 形 固 定 資 産	1,584,428	負 債 合 計	12,422,493
の れ ん	1,056,415	純 資 産 の 部	
そ の 他	528,012	株 主 資 本	31,339,698
投 資 そ の 他 の 資 産	10,084,753	資 本 金	5,000,000
投 資 有 価 証 券	8,683,371	資 本 剰 余 金	4,730,625
退 職 給 付 に 係 る 資 産	966,748	利 益 剰 余 金	22,198,219
繰 延 税 金 資 産	146,133	自 己 株 式	△589,146
そ の 他	288,501	その他の包括利益累計額	1,996,701
		その他有価証券評価差額金	1,537,532
		退職給付に係る調整累計額	459,169
		非 支 配 株 主 持 分	32,893
資 産 合 計	45,791,787	純 資 産 合 計	33,369,293
		負債純資産合計	45,791,787

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		45,576,414
完 成 工 事 原 価		39,946,922
完 成 工 事 総 利 益		5,629,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,951,679
営 業 利 益		3,677,812
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	279,099	
受 取 賃 貸 料	42,316	
電 力 販 売 収 益	4,477	
そ の 他	38,670	364,565
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,116	
有 価 証 券 評 価 損	93,940	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	3,384	
賃 貸 費 用	25,266	
電 力 販 売 費 用	1,785	
そ の 他	3,975	145,467
経 常 利 益		3,896,910
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	116,752	116,752
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,043	
固 定 資 産 処 分 損	15,528	
事 務 所 移 転 費 用	14,541	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,021	34,134
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,979,528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,258,370	
法 人 税 等 調 整 額	△33,129	1,225,240
当 期 純 利 益		2,754,288
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△2,801
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,757,089

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年 3 月 21日から
2022年 3 月 20日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,730,586	19,825,965	△588,892	28,967,660
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△384,835		△384,835
親会社株主に帰属する当期純利益			2,757,089		2,757,089
自 己 株 式 の 取 得				△314	△314
自 己 株 式 の 処 分		38		60	98
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	38	2,372,254	△254	2,372,038
当 期 末 残 高	5,000,000	4,730,625	22,198,219	△589,146	31,339,698

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,101,046	523,717	2,624,764	35,694	31,628,118
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△384,835
親会社株主に帰属する当期純利益					2,757,089
自 己 株 式 の 取 得					△314
自 己 株 式 の 処 分					98
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△563,514	△64,548	△628,062	△2,801	△630,863
連結会計年度中の変動額合計	△563,514	△64,548	△628,062	△2,801	1,741,174
当 期 末 残 高	1,537,532	459,169	1,996,701	32,893	33,369,293

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連 結 子 会 社 の 数 …… 11社

連 結 子 会 社 の 名 称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス、
大和ビジネスサービス㈱、箱島湧水発電PFI㈱、㈱大塚製作所、
㈱テンダー、㈱サイエイヤマト、㈱ロードステーション前橋上武
日新設計㈱、㈱スズデン

当連結会計年度より、株式の取得により日新設計株式会社及び株式会社スズデンを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社スズデンの決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

時 価 の な い も の …… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

未 成 工 事 支 出 金 …… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無 形 固 定 資 産

・ 自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ 施 設 利 用 権 …… 施設利用期間である20年を耐用年数とし、定額法によりその取得原価を各事業年度に配分しております。

・ の れ ん …… その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。
- ③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。
- ④ 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ② 完成工事高および完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 消費税等の処理方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更に関する事項

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計上の見積りに関する事項」を記載しております。

6. 会計上の見積りに関する事項

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 28,420,276千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準適用工事については、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて工事収益及び工事原価を認識しています。なお、工事進捗度の見積りは、原価比例法によっています。当該見積りは、顧客の指図に基づいて行われるなど、契約内容の個性が強いことや、工事の進行途上において当初は想定していないような事情の変化などにより影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,066,467千円
2. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。
 受 取 手 形 57,359千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、28,420,276千円であります。
2. 研究開発費の総額は、157,383千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月15日 定 時 株 主 総 会	普通株式	384,835	15	2021年3月20日	2021年6月16日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2022年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 641,384千円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2022年3月20日
- ④ 効力発生日 2022年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び、安全運用に係る短期のもので、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。(注)2.を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	8,710,451	8,710,451	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	14,606,353	14,606,353	—
(3) 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	8,883,272	8,883,272	—
資産計	32,200,077	32,200,077	—
(1) 工事未払金	4,880,559	4,880,559	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 未払費用	848,205	848,205	—
(4) 長期借入金	720,348	724,418	4,069
負債計	6,749,113	6,753,182	4,069

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券・投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金並びに (3) 未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	450,449

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3) 投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,710,451	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	14,606,353	—	—	—
有価証券・投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	485,354	792,027	474,219	—
合計	23,802,159	792,027	474,219	—

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	65,689	109,416	79,720	80,029	52,843	332,649
合計	365,689	109,416	79,720	80,029	52,843	332,649

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,299円39銭

1株当たり当期純利益

107円47銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

(株式取得による日新設計株式会社の連結子会社化)

当社は、2021年11月25日開催の取締役会において、日新設計株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、2021年11月26日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 日新設計株式会社

事業の内容 土木と建築の総合企画設計監理、他

② 企業結合を行った主な理由

官、民共建築事業は、設計施工一括での発注が進み、今後はこの方式が基本形になると考えます。当社では直需での事業展開を進めていることから、初期工程（企画、設計）の品質強化を図ることを目的として株式を取得しました。

③ 企業結合日

2021年11月26日（みなし取得日 2021年12月20日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 企業結合後の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業のみなし取得日を2021年12月20日としており、当連結会計年度においては、2021年12月21日から2022年3月20日に係る業績が含まれています。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	0千円
-----------	-----

取得原価	0千円
------	-----

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

144,508千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	65,299千円
固定資産	14,046千円
資産合計	79,345千円
流動負債	72,135千円
固定負債	151,718千円
負債合計	223,853千円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

取得による企業結合

(株式取得による株式会社スズデンの連結子会社化)

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、株式会社スズデンの株式を取得して子会社化することを決議し、2022年3月8日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社スズデン
事業の内容 電気工事、電気通信工事、他
- ② 企業結合を行った主な理由
電気工事事業を中核とし、管工事、水道施設工事、機械器具設置工事へと業種の拡充を進め、東北地方で展開する事業活動の強化と拡充を図ることを目的として株式を取得しました。
- ③ 企業結合日
2022年3月8日（みなし取得日 2022年3月20日）
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式の取得
- ⑤ 企業結合後の名称
結合後の企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業のみなし取得日を2022年3月20日としており、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	600,000千円
取得原価	600,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

909,042千円

なお、のれん金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間にわたって均等償却する予定です。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	658,574千円
固定資産	378,916千円
資産合計	1,037,490千円
流動負債	995,164千円
固定負債	351,369千円
負債合計	1,346,533千円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 力
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清 水 俊 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの2021年3月21日から2022年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第77期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月11日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 横 堀 元 久 ⑩

監 査 役 石 田 修 ⑩

監 査 役 金 井 祐 二 ⑩

（注） 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(2022年 3 月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,723,585	流 動 負 債	8,950,595
現 金 預 金	5,120,489	工 事 未 払 金	4,441,116
受 取 手 形	595,471	未 払 費 用	691,318
完 成 工 事 未 収 入 金	12,907,527	未 払 法 人 税 等	667,700
有 価 証 券	639,590	未 払 消 費 税 等	167,112
材 料 貯 蔵 品	158,153	未 成 工 事 受 入 金	1,737,803
未 成 工 事 支 出 金	1,773,922	賞 与 引 当 金	818,758
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	101,243	完 成 工 事 補 償 引 当 金	65,000
未 収 入 金	267,735	工 事 損 失 引 当 金	21,917
そ の 他	159,453	そ の 他	339,869
固 定 資 産	16,894,777	固 定 負 債	530,868
有 形 固 定 資 産	6,144,025	繰 延 税 金 負 債	266,482
建 物 ・ 構 築 物	2,755,387	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	255,043
機 械 ・ 運 搬 具	338,167	そ の 他	9,342
工 具 器 具 ・ 備 品	257,248		
土 地	2,640,135		
建 設 仮 勘 定	153,085		
無 形 固 定 資 産	236,919	負 債 合 計	9,481,464
投 資 そ の 他 の 資 産	10,513,832	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	8,385,413	株 主 資 本	27,603,162
関 係 会 社 株 式	1,129,573	資 本 金	5,000,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	424,310	資 本 剰 余 金	4,730,625
長 期 前 払 費 用	11,419	資 本 準 備 金	4,499,820
前 払 年 金 費 用	310,634	そ の 他 資 本 剰 余 金	230,804
団 体 生 命 保 険 金	66,491	利 益 剰 余 金	18,461,683
敷 金 及 び 保 証 金	81,859	利 益 準 備 金	469,687
会 員 権	83,030	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,991,996
そ の 他	21,101	別 途 積 立 金	4,200,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,791,996
		自 己 株 式	△589,146
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,533,736
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,533,736
資 産 合 計	38,618,363	純 資 産 合 計	29,136,898
		負 債 純 資 産 合 計	38,618,363

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

（ 2021年 3 月21日から
2022年 3 月20日まで ）

（単位：千円）

完 成 工 事 高		40,182,860
完 成 工 事 原 価		35,665,040
完 成 工 事 総 利 益		4,517,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,565,431
営 業 利 益		2,952,388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	275,203	
受 取 賃 貸 料	32,168	
電 力 販 売 収 益	4,477	
そ の 他	34,658	346,507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,535	
有 価 証 券 評 価 損	50,555	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	480	
賃 貸 費 用	19,054	
電 力 販 売 費 用	1,785	
そ の 他	3,033	85,444
経 常 利 益		3,213,451
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	116,752	116,752
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,043	
固 定 資 産 処 分 損	15,528	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,021	
事 務 所 移 転 費 用	14,541	34,134
税 引 前 当 期 純 利 益		3,296,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	991,558	
法 人 税 等 調 整 額	△19,811	971,747
当 期 純 利 益		2,324,322

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（ 2021年 3 月21日から
2022年 3 月20日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,000,000	4,499,820	230,765	4,730,586	469,687	4,200,000	11,852,508	16,522,196
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△384,835	△384,835
当期純利益							2,324,322	2,324,322
自己株式の取得								
自己株式の処分			38	38				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	38	38	—	—	1,939,487	1,939,487
当 期 末 残 高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	13,791,996	18,461,683

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△588,892	25,663,890	2,098,184	2,098,184	27,762,074
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△384,835			△384,835
当 期 純 利 益		2,324,322			2,324,322
自 己 株 式 の 取 得	△314	△314			△314
自 己 株 式 の 処 分	60	98			98
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△564,447	△564,447	△564,447
事業年度中の変動額合計	△254	1,939,271	△564,447	△564,447	1,374,824
当 期 末 残 高	△589,146	27,603,162	1,533,736	1,533,736	29,136,898

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子 会 社 株 式 …… 移動平均法による原価法によっております。

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

時 価 の な い も の …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

未 成 工 事 支 出 金 …… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(2) 無 形 固 定 資 産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工 事 損 失 引 当 金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退 職 給 付 引 当 金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- (6) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の処理方法 …… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 表示方法の変更に関する事項

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. 会計上の見積りに関する事項」を記載しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

工事進行基準による完成工事高

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 26,660,578千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する事項に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,409,939千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 103,945千円 短期金銭債務 269,764千円
長期金銭債権 424,310千円
3. 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末日残高に含まれておりま
す。
受取手形 34,734千円
4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示してお
ります。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はあ
りません。

(損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、26,660,578千円であります。
2. 関係会社との取引高
売上高 21,933千円
仕入高 2,636,285千円
営業取引以外の取引高 80,748千円
3. 研究開発費の総額は、157,383千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数 普通株式 1,272,255株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その
他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,135円70銭
1株当たり当期純利益 90円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福島 力
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清水 俊直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの2021年3月21日から2022年3月20日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月11日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 横 堀 元 久 ㊞

監 査 役 石 田 修 ㊞

監 査 役 金 井 祐 二 ㊞

(注) 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は641,384,925円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(参考書類等のインターネット開示) 第 17 条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(附則) 1. <u>現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決議に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

1. 監査役会が有限責任 あずさ監査法人に代えて、太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由

現任の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査の継続期間は長期にわたっており、新たな視点での監査が必要な時期であること等の観点から、太陽有限責任監査法人の品質管理体制、会計監査に必要な専門性および独立性、グローバルな監査体制、当社グループの理解度、監査費用等を総合的に勘案して適任であると判断したためであります。

2. 太陽有限責任監査法人の主たる事務所および沿革等は、以下のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階	
	その他の事務所	大阪事務所他7事務所	
沿 革		1971年9月 太陽監査法人設立 1979年6月 永昌監査法人設立 1985年9月 元監査法人設立 1991年4月 アクタス監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 1998年4月 霞が関監査法人設立 1999年4月 優成監査法人設立 1999年4月 元監査法人とアクタス監査法人が合併しアクタス元監査法人となる 2001年7月 エーエスジー監査法人に社名変更(2003年2月よりA S G監査法人) 2006年1月 太陽監査法人とA S G監査法人が合併し太陽A S G監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行 太陽A S G有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併	
概 要	構 成 員	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	304名
		公認会計士試験合格者	246名
		その他専門職	181名
		事務職員	89名
		契約職員	224名
		合 計	1,136名
		金融商品取引法・会社法監査	299社

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2022年3月7日に逝去いたしました故取締役 新井孝雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準により算出された金額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしましたことと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知11頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あ ら い た か お 新 井 孝 雄	1987年6月 当社取締役
	1993年6月 当社常務取締役
	1997年3月 当社専務取締役
	2000年3月 当社代表取締役副社長
	2001年12月 当社代表取締役社長
	2016年6月 当社代表取締役会長
	2022年3月 逝去

＜株主提案（第5号議案から第8号議案まで）＞

第5号議案から第8号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、700個であります。

以下、提案を受けた議案の要領および提案の理由につきましては、形式的な修正を除き、原文のまま記載し、各々に対し当社取締役会の意見を記載しております。

＜株主提案＞

第5号議案 （1）剰余金の処分の件

ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

（ア）配当財産の種類

金銭

（イ）一株あたり配当額

金59円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金59円）

（ウ）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記（イ）の1株あたり配当額（配当総額は、1株あたり配当額に2022年3月20日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

（エ）剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

（オ）配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

イ 提案の理由

当社の2014年3月期の業績は、完成工事高37,407（百万円）、営業利益988（百万円）、経常利益1,112（百万円）、当期純利益632（百万円）であったが、他方で、ROE（自己資本利益率）3.8%、配当性向24.10%、株主資本配当率1.0%、自己資本比率60.30%であった。そして、期末の取締役数を基準とした取締役一人当たりの平均報酬額は、938万8千円であった。これに対し、当社の2021年3月期の業績は、完成工事高43,767（百万円）、営業利益3,081（百万円）、経常利益3,369（百万円）、当期純利益2288（百万円）であったが、他方で、ROE7.2%、配当性向16.86%、株主資本配当率1.33%、自己資本比率71.10%であった。そして、期末の取締役数を基準とした取締役一人当たりの平均報酬額は、1898万6千円であった。

つまり、取締役報酬総額は、2014年3月期においては75,103千円であったものが、業績の

回復とともに2021年3月期には151,886千円に大幅に増加した。また、2011年3月期と2021年3月期の財務数値を比較すると、株主資本は151億18百万円であったものが289億67百万円へ大幅に増加し、自己資本比率は61.40%だったものが71.10%へ大幅アップし、現金同等物から有利負債を控除した額であるネットキャッシュは2億55百万円から66億30百万円へと63億75百万円増加し、投資有価証券は35億72百万円から77億14百万円へと41億42百万円増加した。他に債券は21億69百万円、その他金融商品は75百万円増加した。このように、2011年3月期から2021年3月期までの期間に増加した内部留保の額は、127億61百万円にも上る。他方で、同期間中の配当総額の合計額は27億64百万円であり、当社は、配当総額の4.61倍になる金額を内部留保として溜め込んでいたことになる。

しかしながら、同じ期間の当社の純資産配当率は、0.9%から1.3%台へと横ばいであった。これは、2021年3月期について東京証券取引所が公表した建設業の平均純資産配当率が3.1%であることに比較すると、半分以下である。

また、当社の配当性向は、業績が回復した以降についてみても、19.18%（2015年3月期）、12.86%（2016年3月期）、13.57%（2017年3月期）、12.23%（2018年3月期）、15.55%（2019年3月期）、16.26%（2020年3月期）、16.68%（2021年3月期）と極めて低位で推移した。2021年3月期について東京証券取引所が公表した建設業平均配当性向は33.1%であるから、当社の配当性向が同業他社と比較しても低いことは明らかである。

このように、当社においては、本来、株主に還元されるべき金額が内部留保へと向かった。当社の経営陣の最重要政策は、一に内部留保、二に内部留保、三に内部留保との位置づけにしか見えない。その結果、当社の2021年3月期におけるネットキャッシュと投資有価証券、金融商品の合計額は169億53百万円に上り、実に、当社の時価総額の80%を上回ることであった。

当社の開示資料によると、当社は、2011年以降一貫して、株主に対する利益還元を最重要政策と位置づけているはずであるが、その実態は、株主軽視も甚だしいと言わざるを得ない。

これを反映して、当社の株価は長年にわたり会社解散価値を大幅に下回っており、2022年4月13日におけるPBR（株価純資産倍率）は0.6倍である。ROEも、2015年3月期から2021年3月期までの期間についてみると、2016年3月期に9.9%であったのを頂点として下落し、2021年3月期には7.2%に到っている。当社経営陣の株主軽視の経営を変えない限り、株主資本は貯まり続け、資本効率は低下し、ROEは更に低下し、株価を低迷し続けることが大きく懸念される。

なお、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）が、当社株式を1,274,300株、4.73%（2021年3月期）保有している。GPIFは、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行う組織であり、年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源となるものである。つまり、当社の株主価値を上げることが将来の年金給付の貴重な財源となるのであり、この観点からも、株主価値を上げるという経営陣の使命は、当社においては極めて重いのである。内部留保を貯めこみ、株式の持ち合いを積極的に行い、必要以上に

自己資本比率を高め、ROEに表れているように資本効率性を低下させ、極端に低い株主還元で株主を長期間軽視し、株価を割安に放置することは、許されない。当社の現在の資本政策、長期間の株主軽視の経営を続けるのであれば、当社が上場している意味は全くない。

また、当社は、株主に対して、中期経営計画を開示していない。中期経営計画を開示しないということは、羅針盤のない船で航海することと同じであり、目的地に辿り着くことはあり得ない。株主に対して何らコミットしないこのような施策もまた、株主軽視の現れである。

以上の理由から、請求人は、配当性向を70%とする場合の配当金（今期についていえば、一株当たり配当金59円）と株主資本配当率を4%とする場合の配当金（今期についていえば、一株当たり45円）の多い方の金額を配当額として採用し、これを5年間実行することを経営陣に求める。

請求人の株主提案は、当社に対して過大な配当を求め、短期的な利益のみを追求するということを企図していない。このことは、本提案が、当社の当期純利益（2022年3月期の当社の1株当たり当期純利益（予想）は84.74円である。）を超えない範囲で株主還元を行うことを求めることから明らかである。

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

エ 理由

当社は株主様に対する利益還元を最重要政策として位置づけ、経営環境の変化に対応できるよう財務基盤の充実を図りながら、株主様に対しては業績に裏付けられた適正な利益還元に努めていくことを基本方針としております。

このような基本方針のもと、直近5年間の1株当たり配当額は、第72期（2017年3月期）10.00円、第73期（2018年3月期）12.00円、第74期（2019年3月期）14.00円、第75期（2020年3月期）及び第76期（2021年3月期）15.00円としています。第76期（2021年3月期）は、第72期（2017年3月期）に比べて5円の増配となり、利益還元の強化を着実に進めております。第77期（2022年3月期）については、生産システムの合理化等への設備投資効果が安定的となったこと、同期及び今後の業績見通しから、1株当たり配当額25.00円への増配を2022年6月15日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。また、第78期（2023年3月期）については減益予想としているものの配当予想は25.00円を維持する予想としております。

なお、当社を取り巻く経営環境としましては、中長期的には、国内建設需要の減少に伴う競争環境の激化、技能労働者の高齢化や現場労働者の減少等が見込まれることから、新たな建設市場構築に向けた脱請負業、リニューアルやイノベーション分野への経営資源の戦略的投入、働き方改革による将来の担い手確保及び技術開発等による生産性向上が重要な課題であると考えております。当社はこれらの課題に対処するために、今後も積極的な投資を行う

ことが必要であると考えており、生産システムの合理化等への設備投資を引き続き行っていくほか、M&Aにつきましても2022年3月期においては、株式会社スズデン及び日新設計株式会社の子会社化を実施いたしました。

このように、当社は、基本方針に沿って、財務基盤の充実を図りながら、株主様に対する利益還元に努めてまいりました。

本株主提案は、上記のように、経営環境の変化に対応できるよう財務基盤の充実を図りながら、株主様に対しては業績に裏付けられた適正な利益還元に努めていくという当社の基本方針にそぐわず、当社の存続や持続的な成長という観点からは過大なものと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案（２）取締役の任期に関する定款一部変更の件

ア 議案の要領

現行の定款を以下のとおり変更するものとする（変更箇所は太字とする。）

定款23条 取締役の任期は、選任後 **1** 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

イ 提案の理由

事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主からの信認の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、当社定款第23条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものとする。

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

エ 理由

当社が属する建設産業には、①市民生活・経済活動のインフラを担う建設製品の品質確保・保証、②地球規模での省エネルギー・省資源化・環境負荷低減、③熟練技能者の減少を支えるものづくりの生産システム改革、という中長期的な社会課題への解決に向けた役割が求められていると考えております。当社グループはこのような役割に応えつつ持続的に成長を続けるべく、新たな建設市場構築に向けた「脱請負業」、ものづくりの付加価値向上への基盤を構築する「生産システムの改革」、総合力の基盤となる企業文化を醸成する「体質改善」に向けた中長期的な経営戦略に取り組んでおります。

このことから当社は取締役にも中長期的な視点での取り組みを期待しており、現時点においては取締役の任期を2年としていることは適切であると考えております。

一方で、本件は、ガバナンス上重要な事項と捉えておりますので、今後も、当社を取り巻く経済的・社会的動向等に応じて、丁寧に検討を行ってまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案（3）政策保有株式に関する定款一部変更の件

ア 議案の要項

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

8章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

第46条 当社は、当社が取引関係の維持・強化を目的として保有している上場株式（以下「政策保有株式」という。）について、取引関係の維持・強化という目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。

2. 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

3. 当社は、本条を追加する定款変更の効力発生日現在保有している政策保有株式を、2025年3月末までに、速やかに売却するものとする。

イ 提案の理由

当社は、低い配当性向により、内部留保を積み上げ続けている。しかし、この内部留保によって、当社が株主価値向上のために高いリターンの見込める投資を実行しているかというところではなく、当社の内部留保は、主として現金同等物と政策保有株式、債券、金融商品等というリターンの低い資産を購入する費用に充てられている。つまり、当社は、明らかに、資産を十分に活用していない。例えば、2021年3月末日において、当社は政策保有株式を77億14百万円、債券を21億89百万円、その他金融商品を4億20百万円、現金同等物を69億74百万円保有している。このような資本効率性の低い投資を続ける合理的な理由はない。当社の有価証券報告書によれば、政策保有株式の保有目的について、「取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、株式を保有しています。」とされているが、株式を保有することと、関係を強化することの因果関係は明らかではない。例えば、当社は、野村ホールディングス(株)、(株)群馬銀行、SOMPOホールディングス(株)、(株)東和銀行、(株)三井住友フィナンシャルグループ、(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ、(株)第四北越フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス(株)、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ、(株)みずほフィナンシャルグループ、第一生命ホールディングス(株)、(株)武蔵野銀行等の銀行・証券・生保・損保各社の発行する株式を所有しているが、これら各社が、当社との安定的な取引と協力関係の維持・強化のためには、各社の株式を当社が保有することを条件としているとは考えられない。

議決権行使助言会社であるISS及びグラス・ルイスも、政策保有株式の保有について、ガバナンス上の問題点を指摘した上で、資本効率性の低下につながるとして否定的な見解を示している。

当社においては、このように同業他社と比較して低い配当性向を続けながら株式の持ち合いに注力するという株主軽視の経営が長期間継続されてきた結果、株価も低迷した状態が続

いている。

以上の理由から、請求人は、当社が開示した政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかについては、厳しく検証し、その結果を株主に開示すること、また当社が保有する政策保有株式を2025年3月期決算期末までに速やかに売却するよう求めるものである。

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

エ 理由

当社は、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもとで、株式を保有しておりますが、取締役会で定期的に、中長期的な取引拡大及び関係維持等の保有目的に沿っているかをもとに、その保有の必要性を検証しており、2020年3月期において1銘柄売却を行っています。

一方で、本株主提案は、定款変更の効力発生日現在保有している政策保有株式の全てを売却することを求めるものですが、これは、中長期的な取引拡大及び関係維持等を通じて当社の企業価値の向上に貢献することが見込まれる政策保有株式の売却までもが強制される結果となり、かえって、当社の企業価値を毀損する恐れがあります。また、売却の期限を指定することは、適切なタイミングでの売却を阻害し、株主価値の向上に結び付くものではないと考えます。当社としましては、上記のとおり、政策保有株式については、保有の必要性を個別に検証して判断することが適当であると考えております。

また、本株主提案は会社の根本原則である定款に記載するのになじまない性質の事項であり、本株主提案のような定款の定めをおくことは不適当であるとも考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案（4）監査役2名解任の件

ア 議案の要領

（候補者番号1）監査役 金井 祐二氏を解任する。

（候補者番号2）監査役 石田 修氏を解任する。

イ 提案の理由

当社にとって群馬銀行及び横浜銀行は主要な取引銀行であり、株式の持ち合いを行っている先でもある。具体的には、群馬銀行が当社株式を125万株保有し、当社が群馬銀行株式を129万7933株保有している。また、横浜銀行の親会社である(株)コンコルディア・フィナンシャルグループが当社株式を121万株保有し、当社が同社株式を30万9千株保有している。このように、群馬銀行及び横浜銀行と当社には深い関係があることから、当社は長年に渡り、両行OBを社外監査役として迎え入れてきた。監査役金井祐二氏は群馬銀行の元常務取締役であり、監査役石田修氏は横浜銀行の元執行役員である。しかし、コーポレート・ガバナンス・コードにも記載されているとおり、監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立

した客観的な立場において適切な判断を行うことが求められており、当社の主力取引銀行ＯＢが何十年にも亘って社外監査役の地位を独占している現状は、ガバナンス不全を招くおそれがある。よって、監査役金井祐二氏、監査役石田修氏の両名を解任すべきである。

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

エ 理由

まず、金井祐二氏と石田修氏におかれては、監査役として法令及び定款に従い忠実にその職務を執行し、任務を十分に果たしておりますので、解任を求められる事由はありません。

当社は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針において、監査役候補者については、監査役としての必要な見識、高い倫理観、社会的正義感を有し、また、法律、財務及び会計、経営等の専門的知見を有する人物とするとしています。そのうえで、金井祐二氏は、上場企業での取締役としての経営経験と財務会計に関する相当程度の知見を保有されており、その豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査で発揮いただいております。また石田修氏は、金融機関で監査部長や監査役等を務められたのちに別の上場企業において長年にわたり社外監査役を務められており、そのご経験から質の高い監査を実施いただいております。

また、金井祐二氏及び石田修氏はそれぞれ当社グループの取引金融機関の出身ですが、両行ともに当社の社外役員の独立性基準で定める主要株主や主要借入先ではないことに加え、金井祐二氏は2019年に、石田修氏は2018年にそれぞれ退任していることから、本株主提案の提案理由で述べられている独立性に関するご懸念は当たらないものと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

当社 本社2階 会議室

交通機関 JR 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分

関越自動車道 前橋 IC より 車で約5分